

景観法及び長野県景観条例 に基づく届出の手引き

令和3年4月1日

長野県建設部 都市・まちづくり課

目 次

第1章 届出が必要な行為及び規模

1 届出が必要な区域	1
2 景観育成重点地域	2
3 届出が必要な行為	2
4 適用除外行為	3

第2章 届出の手順

1 届出の手続き	4
2 行為の届出等に係る書類	5
3 届出書提出先	8
4 提出部数	8
5 着手制限	8
6 様式等記載例	9
7 眺望点からの完成予想図の仕様	18

第3章 景観育成基準

1 一般地域	24
2 景観育成重点地域等	28

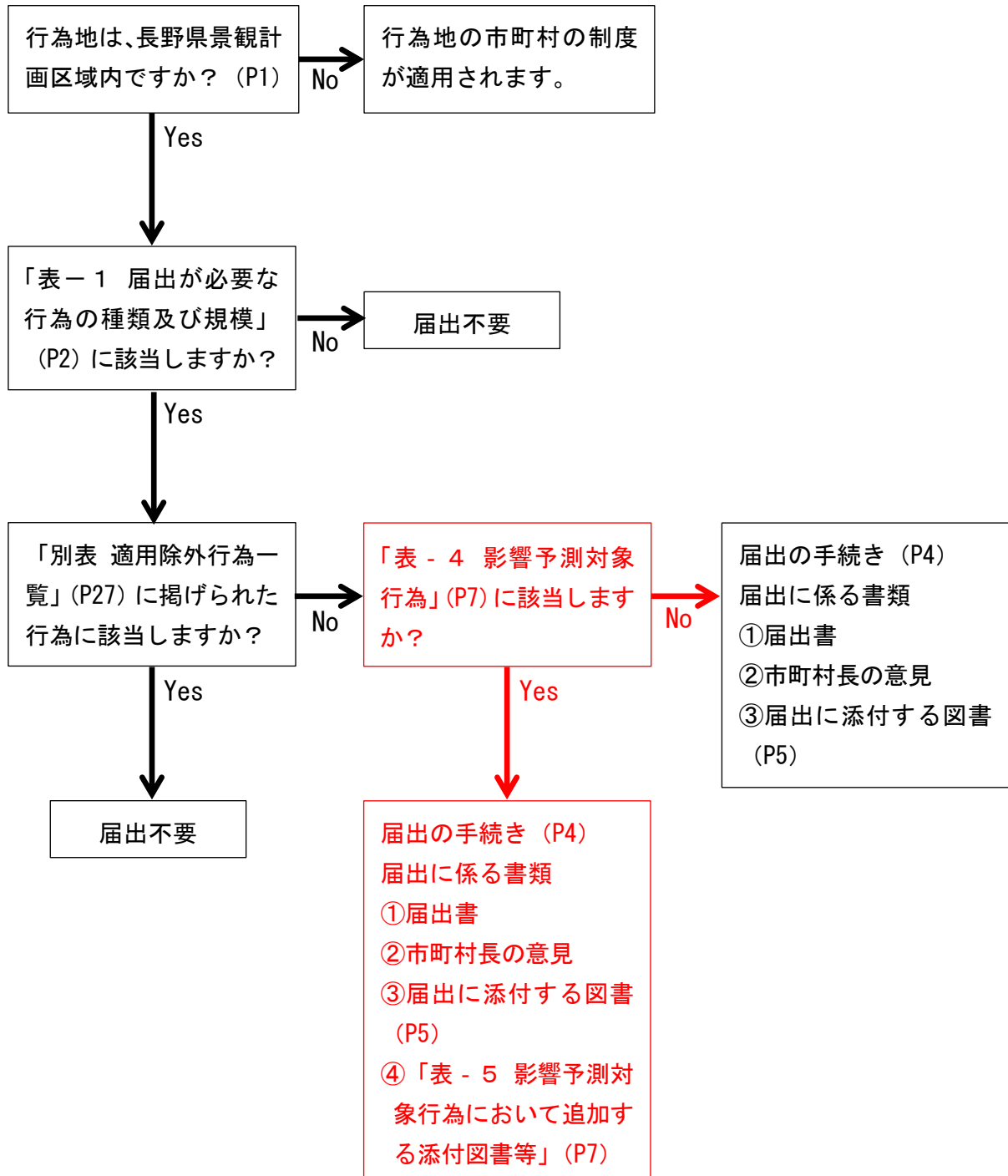
別表 適用除外行為一覧	29
-------------	----

※ 当手引きにおいては、以下のとおり記載を省略しています。

景観法	「法」
景観法施行令	「政令」
景観法施行規則	「省令」
長野県景観条例	「条例」
長野県景観規則	「規則」

(注) 朱書き部分は令和元年12月1日から適用

景観法及び長野県景観条例に基づく手続き等フロー図

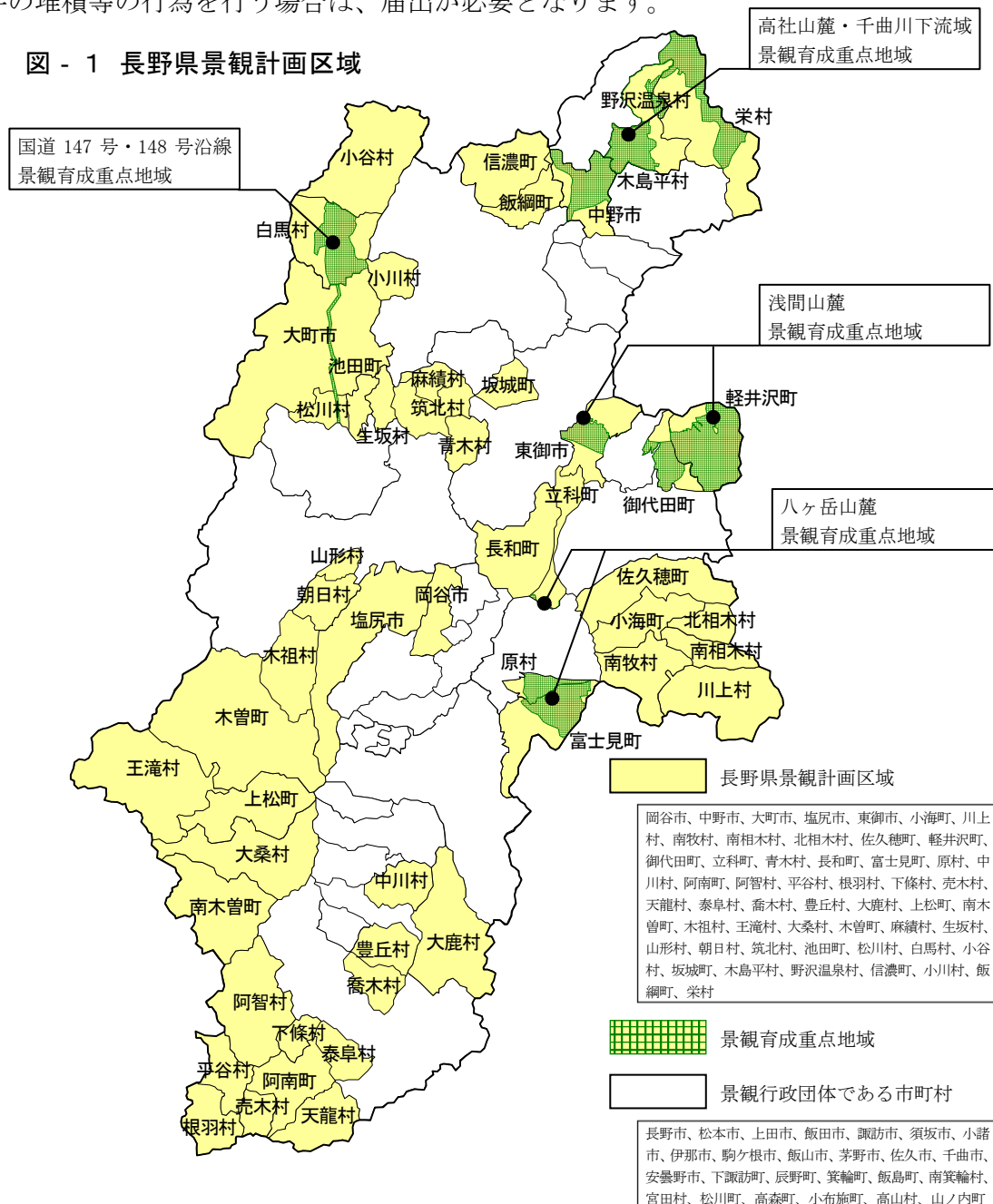


第1章 届出が必要な行為及び規模

1 届出が必要な区域

長野県景観計画（一般地域及び重点地域）において、定められた規模以上の建築物の建築等、工作物（太陽光発電施設を含む）の建設等、土地の形質の変更等、屋外における物件の堆積等の行為を行う場合は、届出が必要となります。

図 - 1 長野県景観計画区域



長野県景観計画区域は、景観行政団体である市町村を除く県全域です。

なお、後述する「眺望点からの完成予想図」の作成に当たっては、長野県景観計画区域外にある眺望点も対象となります。

景観行政団体である市町村の区域では、それぞれの市町村への届出が必要になります。

2 景観育成重点地域

景観の育成上、特に重要な地域を景観育成重点地域として、図 - 1 のとおり次の4地域を指定しています。

- (1) 浅間山麓景観育成重点地域
- (2) 八ヶ岳山麓景観育成重点地域
- (3) 国道 147 号・148 号沿線景観育成重点地域
- (4) 高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域

3 届出が必要な行為

表 - 1 届出が必要な行為の種類及び規模

行為の種類	規 模 ^{※5}	
	一般地域（右記以外）	景観育成重点地域
(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ13メートルを超えるもの又は建築面積1,000平方メートルを超えるもの	行為に特定外観意匠 ^{※6} のあるもの 高さ13メートルを超えるもの又は床面積20平方メートルを超えるもの
(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更に係る面積が400平方メートルを超えるもの	(表示面積が25平方メートルを超えるものは、左の規模以下であっても届出が必要)
(3) プラント類、自動車車庫（建築物とならない機械式駐車装置）、貯蔵施設類、処理施設類 ^{※1} の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）	高さ13メートルを超えるもの又は築造面積1,000平方メートルを超えるもの	高さ13メートルを超えるもの又は築造面積20平方メートルを超えるもの
(4) 電気供給施設等 ^{※2} の建設等	高さ20メートルを超えるもの	高さ8メートルを超えるもの
(5) 太陽光発電施設（一団の土地又は水面に設置されるもの ^{※3} 。）の建設等	太陽電池モジュールの築造面積の合計1,000平方メートルを超えるもの	太陽電池モジュールの築造面積の合計20平方メートルを超えるもの
(6) (3) から (5) 以外の工作物の建設等	高さ13メートルを超えるもの	高さ5メートルを超えるもの
(7) 土石の採取又は鉱物の掘採	地形の外観の変更に係る土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さ3メートルかつ長さ30メートルを超えるもの	地形の外観の変更に係る土地の面積が300平方メートルを超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さ1.5メートルを超えるもの
(8) 土地の形質の変更 ^{※4} （土石の採取又は鉱物の掘採を除く）	変更に係る面積が3,000平方メートルを超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さ3メートルかつ長さ30メートルを超えるもの	変更に係る面積が300平方メートルを超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さ1.5メートルを超えるもの
(9) 屋外における物件の堆積	堆積の高さ3メートル又は面積1,000平方メートルを超えるもの	堆積の高さ3メートル又は面積100平方メートルを超えるもの

※1 プラント類_コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの貯蔵施設類飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設処理施設類汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

- ※2 電気供給施設等電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 16 号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する「電気通信」のための施設
- ※3 建築物の屋根、屋上等に後から設置するものは、「(2)建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」に該当します。
- ※4 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為及び政令第 4 条第 1 項に規定する土地の形質の変更
- ※5 行為者、時期、行為地の場所の相違にかかわらず、一体性を有するものは、その合計を行為の規模とします。なお、一体性を有するか否かについては、建設事務所建築課又は整備・建築課（表 - 6）で相談をお受けしますので、事前にご確認ください。
- ※6 公衆の関心を引く形態又は色彩その他の意匠（営利を目的としないもの及び表示期間が 30 日以下のものを除く）

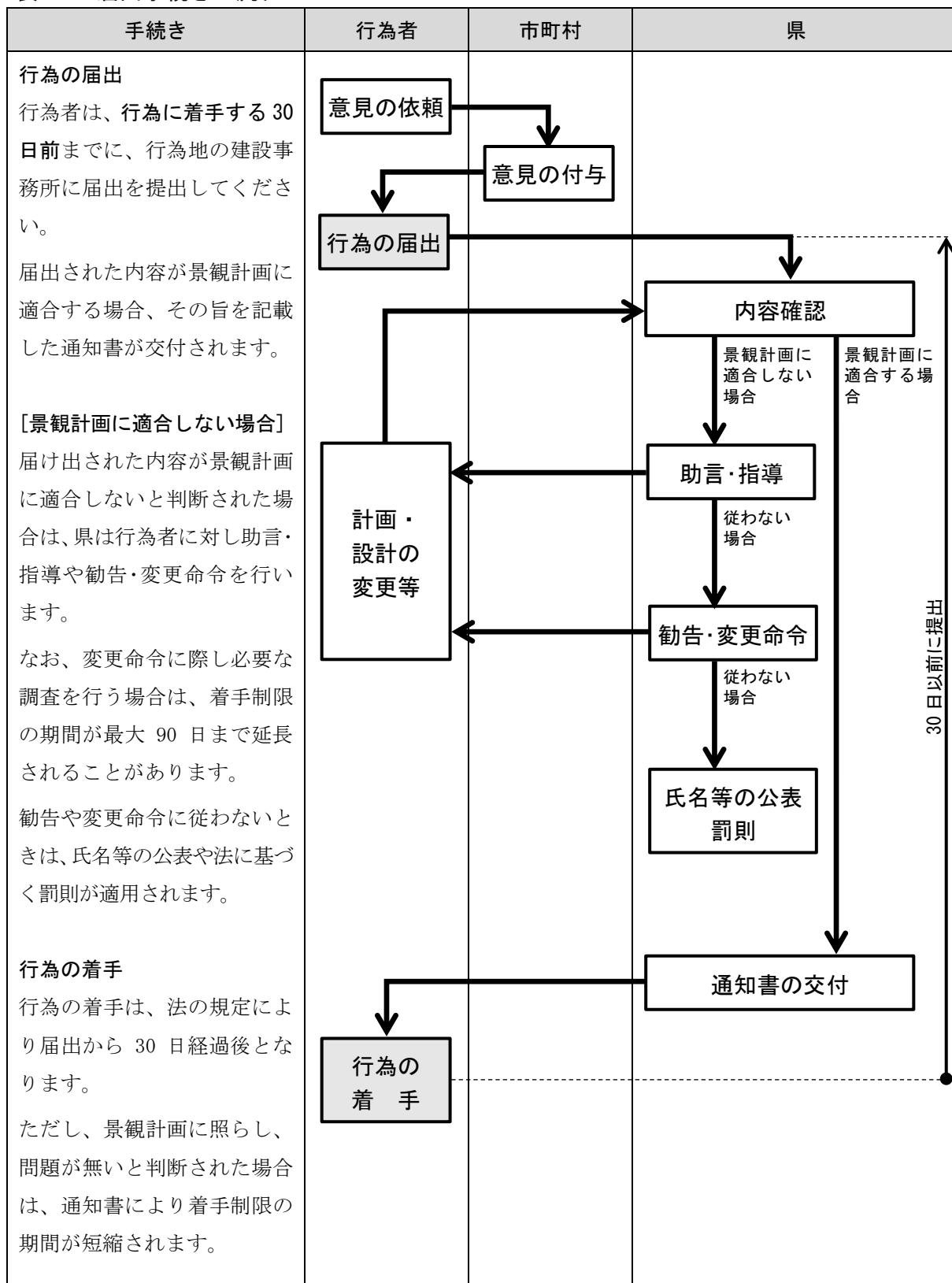
4 適用除外行為

表 - 1 で定める規模であっても、別表「適用除外行為一覧」（P29～）に掲げる行為については届出不要です。

第2章 届出の手順

1 届出の手続き

表 - 2 届出手続きの流れ



2 行為の届出等に係る書類

届出に際しては、「(様式第1号) 景観計画区域内における行為の届出書 (P9, 10)」、「行為に対する市町村の意見 (P11)」及び「表 - 3 届出添付図書一覧」に示す図書を提出してください。

なお、行為の種類及び規模が「表 - 4 影響予測対象行為」に該当する場合は、「表 - 5 影響予測対象行為において追加する添付図書等」に記載する図書等を併せて提出してください。

(1) 届出に添付する図書

表 - 3 届出添付図書一覧

行為の種類	添 付 図 書		
	種 類	縮 尺※1	明 示 する 内 容
(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転 (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面	1/2500 以上	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 目標となる地物 <input type="checkbox"/> 届出に係る敷地の位置 など
	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真	—	<input type="checkbox"/> カラー写真 複数の方向から当該敷地や当該敷地の周辺の状況がわかるように撮った写真。写真には当該敷地を明示すること
(3) プラント類、自動車車庫(建築物とならない機械式駐車装置)、貯蔵施設類、処理施設類の建設等 (4) 電気供給施設等の建設等	当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面	1/100 以上	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 敷地の形状および寸法 <input type="checkbox"/> 届出に係る建築物又は工作物と既存建築物または工作物の位置 <input type="checkbox"/> 敷地に隣接する道路の位置及び幅員 <input type="checkbox"/> 建築設備 <input type="checkbox"/> 植栽、樹木等の位置、樹種、高さ及び本数 <input type="checkbox"/> 駐車場、照明その他の外構施設の位置、材料 <input type="checkbox"/> 現況写真の撮影位置及び方向 など
(5) 太陽光発電施設(一団の土地又は水面に設置されるもの。)の建設等 (6) (3)から(5)以外の工作物の建設等 (7) (1)から(6)までの建築物又は工作物の外観に表示される特定外観意匠	建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図	1/50 以上	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 開口部、建築設備及び屋外広告物等の位置及び寸法 <input type="checkbox"/> 外構部分の構造、材料及び色彩その他の意匠と寸法 <input type="checkbox"/> 外構部分に施す色彩と同一の色彩による彩色 <input type="checkbox"/> 色彩のマンセル値
	その他参考となるべき事項を記載した図書	—	敷地内の既存の大径木や河川等がある場合、照明を設置する場合等はそれらに関する書類を添付すること 太陽光発電設備などは必要に応じて製品カタログ等を添付すること

届出添付図書一覧（続き）

行為の種類	添付図書		
	種類	縮尺※1	明示する内容
(8) 土石の採取又は鉱物の掘採	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面	1/2500 以上	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 目標となる地物 <input type="checkbox"/> 届出に係る敷地の位置 など
	当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真	—	<input type="checkbox"/> カラー写真 複数の方向から当該行為を行う土地の区域や当該区域の周辺の状況がわかるように撮った写真。写真には当該区域を明示すること
	採取又は掘採の方法を明らかにする図面	1/100 以上	
	廃土の堆積方法を明らかにする図面	1/100 以上	
	採取または掘採後の終了後に行う措置を明らかにする図面	1/100 以上	
	その他参考となるべき事項を記載した図書	—	敷地内の既存の大径木や河川等がある場合、はそれに関する書類を添付すること
(9) 土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く）	当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面	1/2500 以上	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 目標となる地物 <input type="checkbox"/> 届出に係る敷地の位置 など
	当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真	—	<input type="checkbox"/> カラー写真 複数の方向から当該行為を行う土地の区域や当該区域の周辺の状況がわかるように撮った写真。写真には当該区域を明示すること
	設計図又は施行方法を明らかにする図面	1/100 以上	(例) 現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図、擁壁の断面図 など
	その他参考となるべき事項を記載した図書	—	
(10) 屋外における物件の堆積	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面	1/2500 以上	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 目標となる地物 <input type="checkbox"/> 届出に係る敷地の位置 など
	当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真	—	<input type="checkbox"/> カラー写真 複数の方向から当該行為を行う土地の区域や当該区域の周辺の状況がわかるように撮った写真。写真には当該区域を明示すること
	堆積する場所及び方法を明らかにする図面	—	
	その他参考となるべき事項を記載した図書	—	

※1 指定の縮尺では適切に表示できない場合には、内容が分かる適当な縮尺としてください。

(2) 影響予測対象行為及び添付図書等

表 - 4 に該当する行為の場合は、前項の書類に加えて、表 - 5 に記載された図書等を提出してください。

なお、表 - 5 の添付図書等については、長野県ホームページ上で公表しますので、ご承知いただくとともに、申請に用いる地図データ等は、公表されることを前提として著作権に配慮したものを使用してください。

表 - 4 影響予測対象行為

行為の種類	規 模
(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ 13 メートルを超えるもの かつ 建築面積 1,000 平方メートルを超えるもの
(2) 電気供給施設等の建設等	高さ 20 メートルを超えるもの
(3) 太陽光発電施設の建設等	太陽電池モジュールの築造面積の合計 1,000 平方メートルを超えるもの
(4) 土石の採取又は鉱物の掘採	地形の外観の変更に係る土地の面積が 1 ヘクタールを超えるもの かつ 生じる法面・擁壁の高さ 3 メートル及び長さ 30 メートルを超えるもの
(5) 土地の形質の変更 (土石の採取又は鉱物の掘採を除く)	変更に係る土地の面積が 1 ヘクタールを超えるもの かつ 生じる法面・擁壁の高さ 3 メートル 及び 長さ 30 メートルを超えるもの

表 - 5 影響予測対象行為において追加する添付図書等

添 付 図 書 等	備 考
眺望点からの完成予想図	現状と比較できるようにすること。仕様については「7 眺望点からの完成予想図の仕様 (P18)」のとおり。
行為地及び完成予想図を作成した眺望点を示した図面	縮尺 1/25000 程度、図面サイズに応じて縮尺変更可。完成予想図を作成する範囲 (P19) も明示すること。
眺望点関係者への説明状況について記載した報告書 (参考様式第 1 号 (P14))	説明を行う際には、「眺望点からの完成予想図」を提示して説明すること。
行為地周辺住民等への説明状況について記載した報告書 (参考様式第 2 号 (P15))	報告書には説明会等が出された意見等の中で景観に関する内容について記載する。
太陽光発電施設の設置にあたっての配慮事項 (参考様式第 3 号 (P16))	太陽光発電施設に関する行為の場合に限り添付が必要

3 届出書提出先

表 - 6 の県現地機関で受付、内容確認を行います。

ただし、建築物のうち5階以上かつ延床面積5,000平方メートル以上のもの、土地の形質変更のうち面積が40,000平方メートルを超えるものは、建設事務所建築課又は整備・建築課経由のうえ、県庁建設部都市・まちづくり課で内容確認します。

表 - 6 県現地機関

担 当 部 署	電話番号 (直通)	管轄地域
佐久建設事務所 建築課	0267-63-3159	小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町
上田建設事務所 建築課	0268-25-7142	東御市、青木村、長和町
諏訪建設事務所 建築課	0266-57-2923	岡谷市、富士見町、原村
伊那建設事務所 建築課	0265-76-6830	中川村
飯田建設事務所 建築課	0265-53-0433	阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
木曾建設事務所 整備・建築課 建築係	0264-25-2229	上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、木曾町
松本建設事務所 建築課	0263-40-1935	塩尻市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
大町建設事務所 整備・建築課 建築係	0261-23-6524	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
長野建設事務所 建築課	026-234-9530	坂城町、信濃町、小川村、飯綱町
北信建設事務所 建築課	0269-23-0220	中野市、木島平村、野沢温泉村、栄村

4 提出部数

正本1部及び副本2部を提出してください。

なお、県庁で内容確認する案件（「3 届出書提出先」ただし書き以降のもの）については、正本1部及び副本3部を提出してください。

また、市町村において求められた場合は、上記とは別にご用意ください。

5 着手制限

行為を行う30日前までに届出をしてください。法の規定により届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手することができません。

ただし、届出に係る行為が良好な景観の形成に支障を及ぼす恐れが無いと認められる場合、行為の着手の制限期間が短縮されます。

なお、変更命令に係る調査等が必要な場合は、最大で90日まで行為に着手できない場合があります。

6 様式等記載例

(1) 届出書

(様式第1号) (第4条関係)

景観計画区域内における行為の届出書

届出の規模に応じて、長野県知事又は、建設事務所長としてください。

年 月 日

長野県知事 殿

行為を行う者の氏名を記入してください。

住 所
電話番号
氏 名

印

() 欄は、地域(地区)名を記入してください。
一般地域の場合は、その他を○で囲ってください。

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

代表地番及び筆数を記入してください。

行為の場所	<input type="radio"/> 〇〇市 町 <input type="radio"/> 〇〇郡 村	〇〇1, 2 3 4 番地5 (他6筆)		
	景観育成重点地域内(八ヶ岳山麓)・景観育成特定地区()・その他			
行為の種類	建築物	用途	保養所	
		区分	新築・増築・改築・移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)	
		規模	建築面積	1,800 m ²
			延べ床面積	2,500 m ²
			高さ	12.5m
			外観変更面積	m ²
特定外観意匠面積	m ²			
行為の種類	工作物	種類・用途		
		区分	新設・増築・改築・移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)	
		規模	築造面積	m ²
			高さ	m
			長さ	m
			特定外観意匠面積	m ²

・該当する行為に○を付けて、必要な項目を記入してください。
・複数の行為について、同時に届出も可能です。

法第 16 条第 1 項第 3 号とは「都市計画法の開発行為に係る形質の変更」、
政令第 4 条第 1 号とは「土地の開墾・土砂の採取等その他」の行為です。
該当する方に○を付けて下さい。

着手・完了予定日は、必ず記入してください。

開発行為等を行う面積としてください。

	土地の形質の変更	種類	法第 16 条第 1 項第 3 号・政令第 4 条第 1 号		
		目的			
		規模	面積	m ²	
			法面又は擁壁の高 さ及び長さ	高さ	m
		長さ	m		
	屋外における物件の 堆積	種類			
規模		面積	m ²		
		高さ	m		
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	
設計又は施 工方法	<p>当届出行為の設計主旨等で、特に景観に配慮した概要を記入してください。</p> <p>(例) 当該敷地は、八ヶ岳山麓の別荘地内のため、周辺環境との調和をコンセプトとし、 現況の斜面を極力生かす造成計画、既存の樹木を残す配置計画とした。</p>				
	景観育成のために 特に配慮した事項	<p>景観育成基準に照らして、特に配慮した事項を具体的に記入 してください。</p> <p>特に、軽井沢町の区域については、軽井沢景観育成基準ガイ ドラインの数値を明示してください。 軒の出、屋根勾配、軒先から隣地・道路までの距離など</p> <p>(例) ・沿道景観に配慮して、道路から○m後退した。(周囲の建物 と壁面線を揃えた。) ・色彩は、周囲の建物と調和するよう彩度を 6 以下とした。 ・勾配屋根とし、周辺の建築物と形態を合わせた。 ・軒の出を 0.9m とした。 ・擁壁の圧迫感を軽減するため、下段に植栽を実施した。 ・法面は、芝貼りとした。 など</p>			

- (備考)
- 1 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。
 - 2 行為の種類欄は、該当する部分のみに記入してください。
 - 3 次の書面を添付してください。
 - ア 設計者等の住所、氏名及び電話番号を記載した書面
 - イ 行為に対する市町村の意見を記載した書面

以下、市町村において記入しますので、届出者は、記入不要です。

法人の場合は、法人名を記入してください。
代理者がいる場合は、代理者名を記入してください。

(参考様式) 様式第1号添付用 (運用様式第5号及び第6号含む)

設計者等	住所		〒〇〇〇-〇〇〇〇 Tel.〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	
	氏名 (代理者)		(株)〇〇設計事務所 代表取締役 長野一郎 (代理者 設計第1課 松本二郎)	
育成に関する計画等	地域における景観	名称		
		概要		
※市町村記入欄	行為に対する意見			

(注意) ※印欄は届出者が記入する必要はありません。

(2) 完成予想図

ア 行為前の状況

- ・行為前の状況と完成予想図をそれぞれA4全体に鮮明に印刷し、行為前後の状況が比較できるようにすること。
- ・必要に応じて、コメント等を入れること。また、その際には欄外等できるだけ影響のない部分に入れ、状況確認の邪魔にならないようにすること。
- ・県のホームページの写真を使用した場合でも、行為前後の状況を直接比較するため、完成予想図の印刷に使用した機器と同一の機器で印刷したものを提出すること。

A4サイズに鮮明に印刷する

眺望区域及び眺望点の名前を記載すること

行為前の状況 ○○○○公園芝生広場東屋

イ 完成予想図

「完成予想図作成手順」(P19)に
基づき作成して下さい。

A4サイズに鮮明に印刷する

完成予想図 ○○○○公園芝生広場東屋

「行為前の状況」と同様に記載する



(3) 眺望点関係者及び行為地周辺住民等に対する説明内容の報告

ア 眺望点関係者

完成予想図の作成対象となる眺望点において対象となる者に対して、完成予想図を含む行為計画を説明し、その際に出された景観に関する意見とそれに対する対応、見解をまとめ、提出してください。

なお、地形により遮蔽され眺望点から行為地が見通せない場合は、その眺望点における関係者への説明は不要ですが、地形以外の工作物、樹木等により見通せない場合は、関係者への説明が必要となります。

複数の眺望点がある場合は、眺望点別に作成する。ただし、説明対象者が重複する場合は、まとめることができる。

(参考様式第1号)

説明会等に参加した者を記載する。(複数の場合は主な者を記載し、「他〇名」とする。)

眺望点関係者説明状況報告書

説明対象とした眺望点を記載する。

会社所在地を記載する。

説明者	氏名	株式会社 ○○ (担当者 ○○)		
	住所	○○市○○ ○番地		
眺望点	眺望区域	○○公園		
	眺望点位置	芝生広場東屋		
説明を行った関係者等		<ul style="list-style-type: none"> ・○○市役所○○課 (管理者) ・○○観光協会 		
実施日時		○年○月○日 (○) 15時	説明方法	個別訪問により説明
出された意見及び対応 (欄が不足する場合は別紙により対応してください)				
番号	意見	配慮・見解		
1	眺望点から見た時に目立つので、もう少し目立たない大きさ、色にできないか	大きさは、角度も検討し、できるだけ高さを抑えている 黒色のパネルを選択し、反射も抑えた素材である		
2	手前側を植栽などで隠せないか	日照確保のため、すべて見えなくすることはできないが、手前に植栽を計画することとした		
説明の際に出された、景観及び眺望等に関する意見及びそれに対する対応等について記載する。				

※注1 説明に使用した書類を添付してください。

※注2 説明を複数行った場合は、それぞれ本報告書を作成してください。

イ 行為地周辺住民等

行為地が所在する地区や隣接する地区の住民等に対して、行為計画を説明した際に出された景観に関する意見とそれに対する対応、見解をまとめて提出してください。
 なお、説明を行った区域を選定した理由も併せて記載してください。

説明会等ごとに作成する。 (参考様式第2号)		説明会等に参加した者を記載する。(複数者の場合は 主な者を記載し、「他〇名」とする。)	
説明対象区域を選定した理由を具体的に記入する。		行為地周辺地区等説明状況報告書 説明の実施方法を具体的に記入する。	
会社所在地を記載する。			
説明者	氏名	株式会社 〇〇 (担当者 〇〇)	
	住所	〇〇市〇〇 〇番地	
説明対象とした範囲 (自治会、地区名等) 及び戸数		〇〇地区 全〇〇戸	
上記を説明対象とした理由		<ul style="list-style-type: none"> ・行為地が〇〇地区であるため ・行為地が〇〇地区に近接しており、事前説明が必要と判断した 	
住民説明等の方法		住民説明会の開催	
実施日時		〇年〇月〇日 (〇) 18時～19時	
参加又は実施者数 (人もしくは戸数)		〇〇名 (〇〇戸)	
出された意見及び対応 (欄が不足する場合は別紙により対応してください)			
番号	意見	配慮・見解	
1	住民や観光客が利用する道路なので、パネルが直接見えないようにしてほしい	道路からはできるだけ後退させ、道路側にはパネルが見えにくくなるよう植栽を計画している	
2	この辺りは昔から農業が営まれてきた。この場所での太陽光発電事業は反対である。	耕作放棄地となっていた土地を活用するもの。植栽計画等により、できる限り周辺と調和するよう配慮を行っている	
3	設置後の管理(草刈り、防犯など)しっかりしてほしい	メンテナンス計画も作成し、適切に管理していく	
説明の際に出された、景観及び眺望等に関する意見及びそれに対する対応等について記載する。			

※注1 説明に使用した書類を添付してください。

※注2 説明を複数行った場合は、それぞれ本報告書を作成してください。

(4) 太陽光発電施設の設置にあたっての配慮事項

(参考様式第3号)

- ・住民説明会等において配慮した内容と重複する場合でも記載してください。
- ・内容については、できるだけ具体的に記載してください。

太陽光発電施設の設置にあたっての配慮事項

項目		配慮事項	配慮した内容
太陽電池 モジュール	全体	(1) 稜線や斜面上部、高台等、周囲から見通せる場所は極力避ける。やむを得ずそのような場所を選定する場合は、尾根や地形の連続性が損なわれる等の違和感が生じないように、樹木の伐採や土地の掘削を最小限にとどめる。	(例) 斜面や高台ではないが、周辺に林地や農地が広がる敷地であるため、土地の造成等はならし程度の必要最低限にとどめる計画とした。
		(2) 公共的な眺望点からの景観への影響に特に留意し、必要に応じて完成予想図の作成(シミュレーション)等の実施を検討する。	1km離れた〇〇公園の展望台から視認できる場所であるため、完成予想図を作成した。
	配置	(1) 敷地が主要な道路や住宅の敷地等に隣接する場合は、太陽電池モジュールを境界から一定距離後退させる。	主要な道路である県道〇〇線に隣接するため、道路境界から5m後退させた。
		(2) 施設の規模や地形等に応じて分割する等、大規模な平滑面が連続することを避ける。	敷地内の十分な幅の管理用道路によりパネルを複数に分割した。
	規模	(1) 周辺からの視界をできる限り遮らないよう、施設の高さは極力抑える。	冬期の積雪を勘案し、パネルの最低部分を1.0m、最高部分は2.0mとした。
		(2) 主要な道路や公共的な眺望点から見える場合は、太陽電池モジュールの垂直投影面積を極力抑える。	県道〇〇線に向かってパネルを設置する計画。パネルは効率が高い20度とするが、圧迫感も比較的少ないと考えられる。
	形態・ 意匠	(1) 当該地に応じた架台を選定するとともに、太陽電池モジュールの向きや傾斜をそろえる等、配列に一定の規則性を持たせる。	・地盤が弱いため、ベタ基礎を採用した。 ・効率の良い角度で揃えて配置した。
		(2) 太陽電池モジュールの傾斜角は、周囲の山並み、建築物の屋根等と極力整合させる。	付近の建築物は4～5寸勾配が多く、パネルの角度20度としているため比較的近い角度となっている。
		(3) 太陽電池モジュールの裏面が周辺の道路等から見えにくくする。	パネルは道路側を向いているため道路から裏面は見えない。

前ページ続き

項目		配慮事項	配慮した内容
太陽電池 モジュール	材料・ 色彩等	(1) 低反射のものを選択するか防眩処理を施す等、太陽光の反射を低減する対策を行う。また、素材の結晶が目立たないものを選択する。	防眩処理が施され、結晶が目立たないものを選択した。
		(2) 黒又は濃紺を基本とし、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。	黒色を選択した。
	フレーム	(1) 低反射の素材を用いる。 (2) 太陽電池モジュールと同系色を用いる。	ステンレス製とし、反射しにくいよう塗装した。 黒色とした。
付属設備	(1) フェンス等については、色彩、形態・意匠に配慮する。	施設の全周にフェンスを設置したが、景観に配慮しグレーベージュ（10Y R 6.0/1.0）とした。	
	(2) 電柱電線類については、極端に増加させないよう、低減に努める。	新設は必要最低限の本数とするよう検討した。	
	(3) 架台、パワーコンディショナー及び変圧器等の付属設備については、色彩等に配慮する。	フェンスにあわせ、すべてグレーベージュで統一した。	
敷地の緑化	(1) 植栽計画にあたっては、効果が早期に発揮できるよう、根巻きを行った苗などの使用を検討するとともに、植栽間隔や苗木の大きさに配慮する。	特に道路側からの視界にパネルの存在感を低減させるため、専門家にも意見をもらい、植栽計画を行った。	
	(2) 樹種の選定にあたっては、外来種及び低木性の樹種を避け、地域に適した植生とする。	周辺地域の樹木を調査し、〇〇を採用した。	
その他	(1) 施設の規模が大きく主要な道路や住宅地に反射光の影響が懸念される場合は、配置や向き、傾斜の角度、材料、植栽等の遮へい措置について検討する。	県道〇〇線の道路に向いているが、後退や植栽により反射光の影響は少ないと考えられる。	
	(2) 施設及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど、適切に維持管理を行い、景観の保守に努める。	30年間の維持管理計画を立て、それに沿って管理を行う。	

なお、上記以外でも、設置箇所周辺の土地利用状況、周辺景観の状況に応じて、より効果的な配慮方法を工夫してください。

7 眺望点からの完成予想図の仕様

(1) 眺望点

長野県では、行おうとする行為が地域の守るべき景観を持つ眺望点からの眺望にどのような影響を与えるかを客観的に確認するため、表 - 4 に該当する行為を行う行為者に対して、眺望点から見た完成予想図を作成し、届出書に添付することとしています。

眺望点には、長野県で指定した「指定された眺望点」と行為者が任意で選定する「任意の眺望点」があります。

ア 指定された眺望点

指定された眺望点は、県のホームページで以下の内容を公開しています。

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/kurashi/sumai/kekan/chobo/shitei.html>)

- | | |
|-------------|---|
| a) 眺望区域 | 眺望点がある公園等の区域 |
| b) 所在地 | 眺望区域の所在地 |
| c) 管理者 | 眺望区域の管理者 |
| d) 眺望点 | |
| ① 位置 | 指定された眺望点の場所 |
| ② 眺望方向 | 眺望点から景観資源を望む方向 |
| ③ 説明を要する関係者 | 行為に関する説明が必要な眺望点関係者 |
| ④ 眺望点からの写真 | 眺望点から撮影した写真(眺望点を代表する季節の写真、複数枚掲載されている場合があります。) |

イ 任意の眺望点

指定された眺望点以外で不特定多数が利用する眺望点を選定します。

(例)

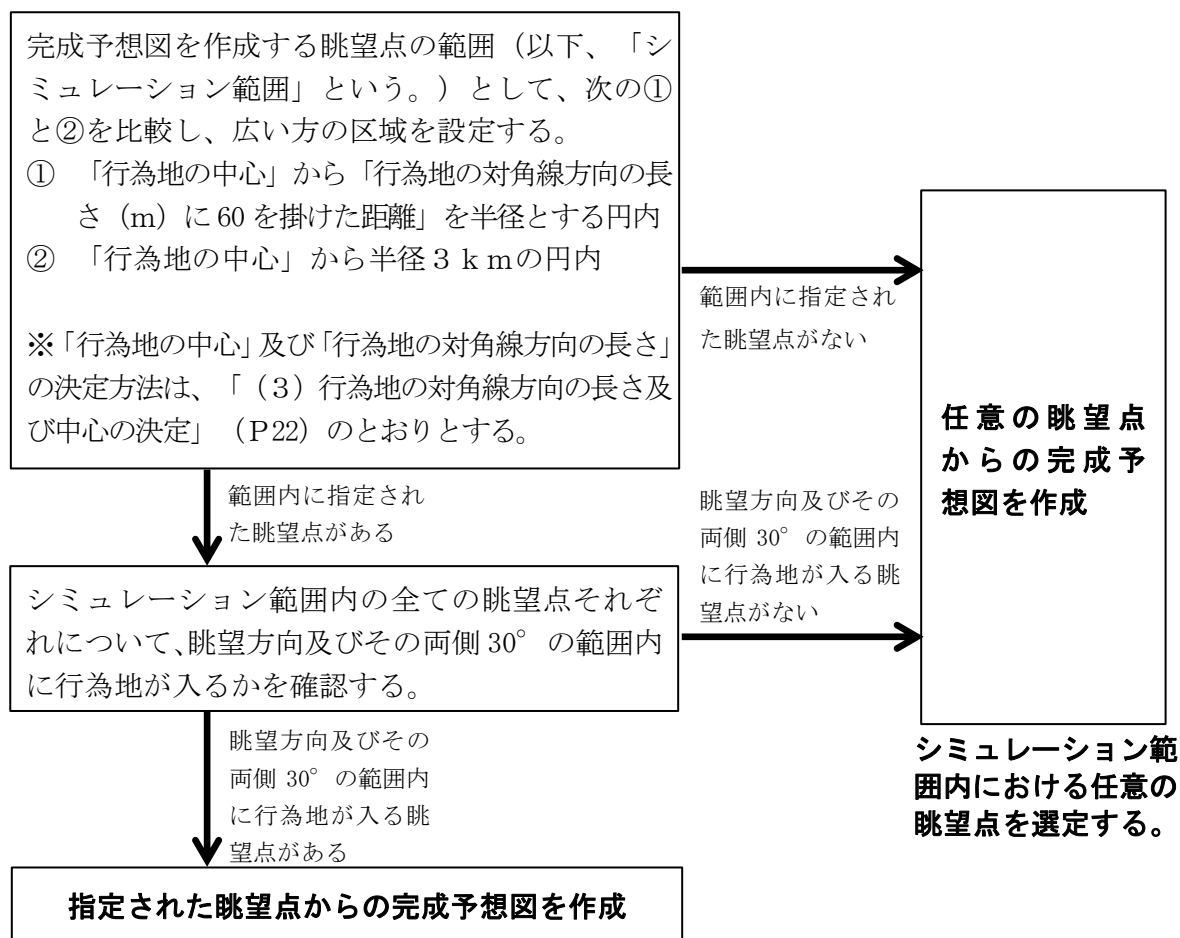
- 地形図及び市町村の観光便覧の資料等に展望地、展望台として挙げられているもの
- 地形図等に記載されている峠で、眺望の良い場所
- 野外レクリエーション地で眺望の良い場所
- 道路上で眺望の良い場所
- 集落周辺の眺望の良い場所、寺社等地域に密接した眺望の良い場所

など

任意の眺望点に関する具体的な相談については、市町村及び建設事務所建築課又は整備・建築課(表 - 6)でお受けしますので、事前にご確認ください。

(2) 完成予想図作成手順

図 - 2 完成予想図作成フロー図



シミュレーション範囲内で、かつ 行為地が眺望点からの眺望方向の±30°に入る全ての眺望点において完成予想図を作成する

ア 完成予想図の作成にあたっての共通事項

- 行為前の状況と完成予想図をそれぞれA4サイズに印刷し、比較できるようにして下さい。
- 写真にコメントを入れる場合は欄外等できるだけ影響のない部分に入れ、状況確認の邪魔にならないように記載して下さい。
- 眺望点から行為地が地形、工作物、樹木等により遮蔽され見通せない場合は、眺望点からの写真上に行為地の方向を示したものを作成して下さい。
- 土地の形質変更に係る届出で、形質変更後に建築物や工作物を設置する場合は、設置後の状況を示した完成予想図を作成して下さい。

イ 指定された眺望点からの完成予想図を作成する場合

- 県のホームページに掲載された写真を使用し、眺望点を代表する季節の写真に施設の完成予想を入れたもの（フォトモンタージュ法）を原則とします。
- 眺望点を代表する季節の写真が複数ある場合は、それぞれの季節ごとに作成して下さい。

図 - 3 完成予想図を作成する眺望点が指定された眺望点の場合のイメージ

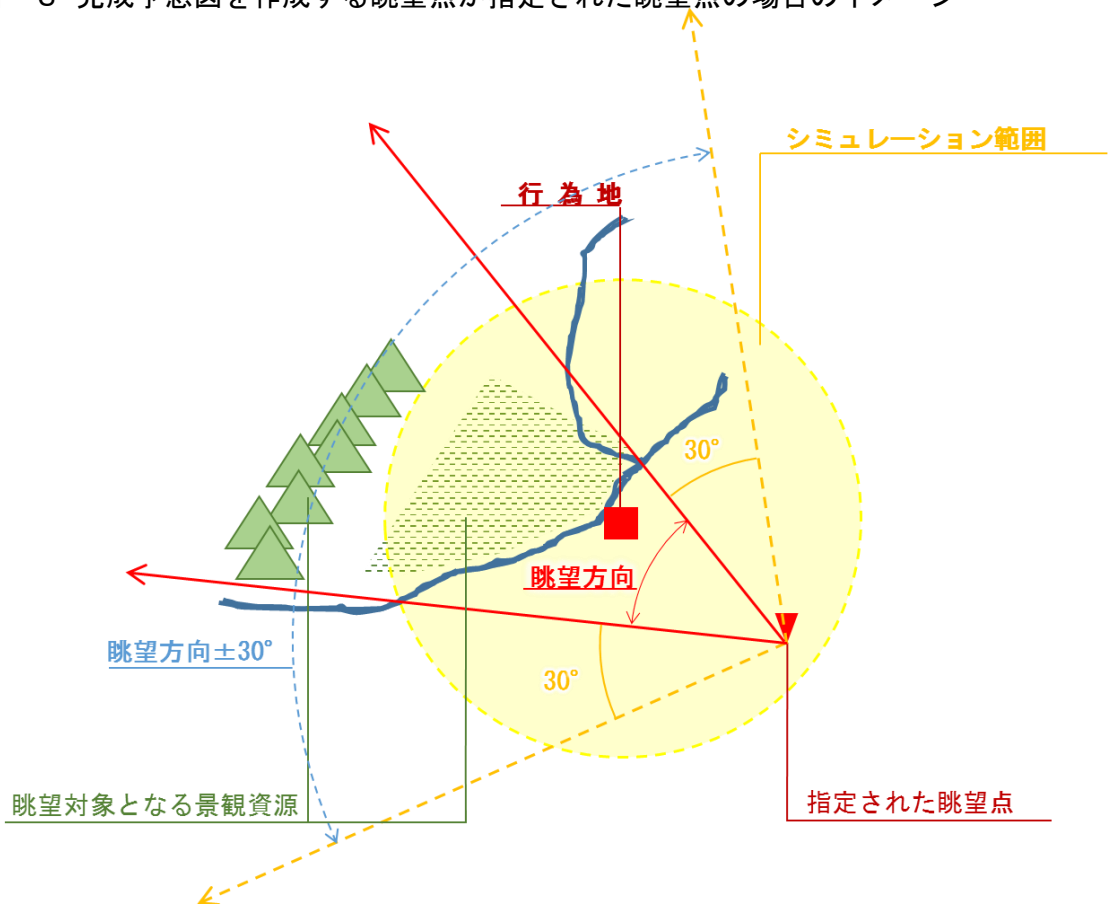


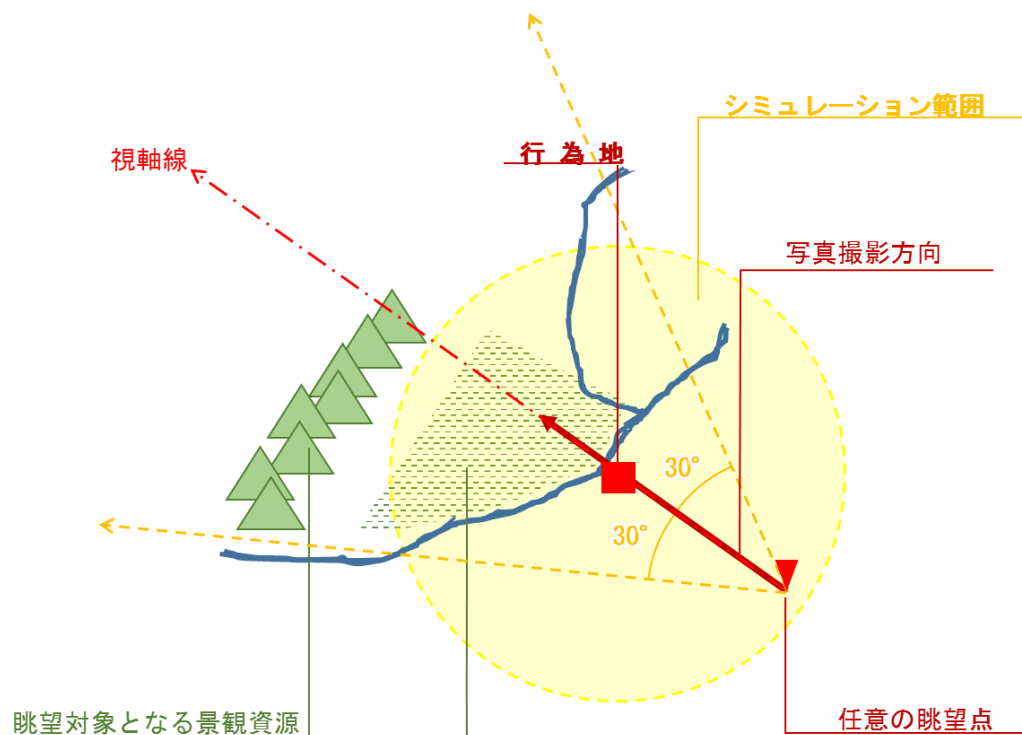
図 - 4 指定された眺望点の例〔諏訪市立石公園〕



ウ 任意の眺望点からの完成予想図を作成する場合

- 行為地に向けて撮影した写真を使用し、指定された眺望点からの完成予想図と同様に作成して下さい。
- 写真の撮影にあたっては、1200万画素程度、35mmフィルム換算焦点距離35～50mm程度で撮影して下さい（A4サイズに印刷し鮮明に見えること）。

図 - 5 完成予想図を作成する眺望点が任意の眺望点の場合のイメージ



(3) 行為地の対角線方向の長さ及び中心の決定

ア 「建築物の新築、増築、改築又は移転」及び「電気供給施設等の建設等」の場合

「建築物等の対角線方向の長さ」と「地盤面からの高さ」を比較し、大きい方を「行為地の対角線方向の長さ」とします。

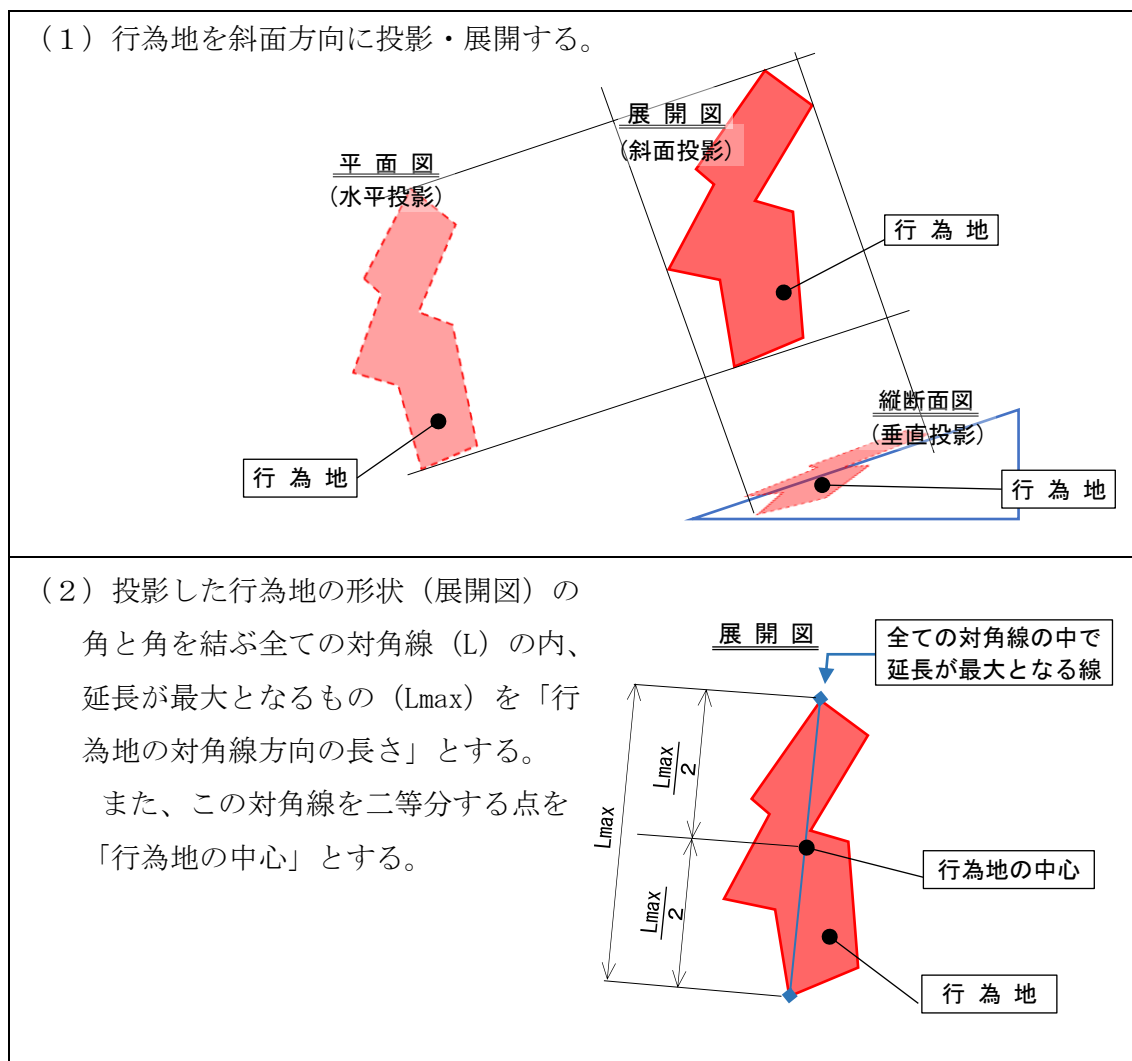
また、建築物等の中心を行為地の中心とします。

ただし、建築物等の形状が複雑な場合には、次項イの決定方法を準用します。

イ 「太陽光発電施設の建設等」、「土石の採取又は鉱物の掘採」及び「土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く）」の場合

太陽光パネルの設置、土石の採掘等及び土地の形質変更を行う区域の形状を基に次の方法で決定して下さい。

図 - 6 行為地の対角線方向の長さ及び中心の決定方法

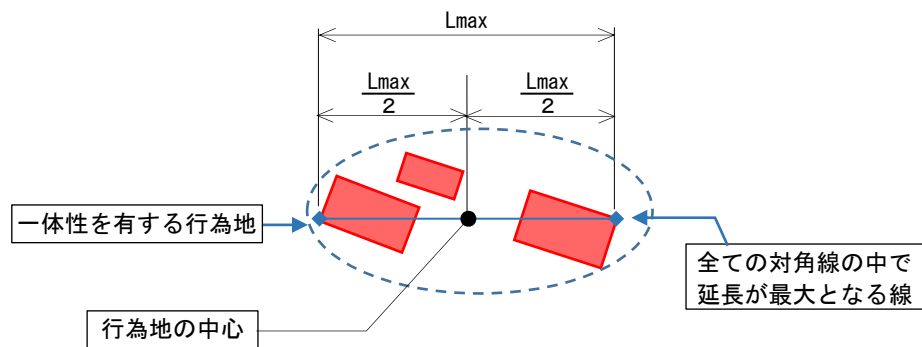


ウ 一体性を有する行為地がある場合

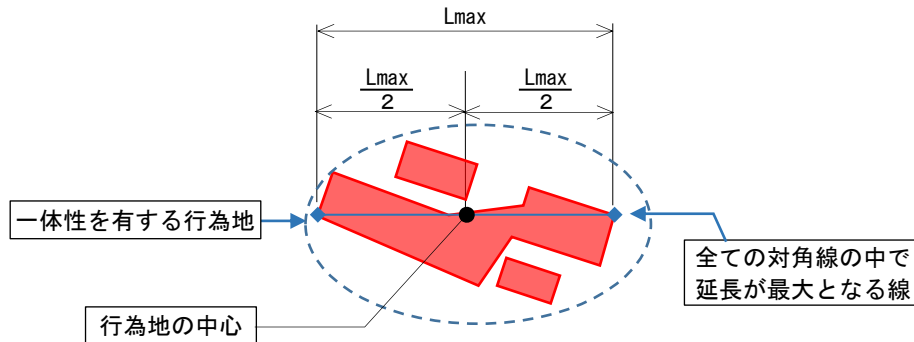
図 - 7 一体性を有する行為地がある場合の対角線方向の長さ及び中心の決定方法

- (1) 全ての行為地を図 - 5 (1) と同様に斜面に展開する。
- (2) 投影した行為地の形状 (展開図) を基に行為地をまたがるものも含めた角と角を結ぶ全ての対角線 (L) の内、延長が最大となるもの (L_{max}) を「行為地の対角線方向の長さ」とする。
また、この対角線を二等分する点を「行為地の中心」とする。

例 1 行為地をまたがった対角線の延長が最大となる場合



例 2 一つの行為地内の対角線延長が最大となる場合



第3章 景観育成基準

1 一般地域

(1) 地域区分

ア 都市

都市計画法に基づき用途地域として定められた地域

イ 沿道

高速自動車国道、一般国道、主要地方道及びこれらに準ずる道路の両側30メートルの地域

ウ 田園

国土利用計画法に基づき都市地域及び農業地域として定められた地域（ア及びイに掲げる地域を除く。）

エ 山地・高原

アからウに掲げる地域を除く地域

(2) 共通事項

ア 信州の景観の特徴となっている眺望景観の質を高めるため、次に掲げる事項に留意し、地域への導入部となる街路等からの見通しや地域の優れた見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努めること。

(ア) 良好な景観の育成に資する被眺望地となる景勝地等への眺望を阻害することがないように努めること。

(イ) ランドマーク等への眺望を阻害することがないように努めること。

(ウ) 沿道等からの眺望景観を保全するため、スカイラインの保全や周辺の基調となる優良な景観との調和に努めること。

イ うるおいのある良好な空間をつくるため、緑化にあたっては、既存の樹木を極力活かすとともに、大径木や良好な樹木などを活用するとともに、周辺の樹木と調和した樹種や地域の自然植生を考慮した樹種を選定するなど、地域の特性を生かしたものとし、周辺の景観と調和するよう努めること。

ウ 建築物の建築、工作物の設置、土地の形質変更等の行為は、景観に与える影響が大きいと、このような行為を行うに当たっては、景観を阻害しないことはもとより、周辺の基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な景観の創造に資するよう、次のとおりとする。

(ア) 広域的な観点から景観に与える影響に配慮するとともに、地域の景観の育成に寄与するよう配慮すること。

(イ) 威圧感や殺風景な印象を与えないよう配慮するとともに、屋上設備や広告物等付帯設備を含め全体としてまとまりのある景観の育成に配慮すること。

(ウ) 建築物が連坦する地域にあっては、まち並みという連続した空間の一部であることを認識し、一体性の確保に配慮すること。

(3) 各地域区分ごとの基準

表 - 7 地域区分別景観育成基準

区分	都市	沿道	田園	山地・高原
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更				
ア 配置	(ア) 周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。	(ア) 特に支障のある場合を除いて、5メートル以上道路から後退するよう努めること。	(ア) 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。	(ア) 道路側に既存林を残せるように10メートル以上後退するよう努めること。
	(イ) 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すよう努めること。	(イ) 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。		
	(ウ) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。			
	(エ) 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。			(エ) 地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。
イ 規模	(ア) 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。			
	(イ) 高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないよう努めること。	(イ) 高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感等を生じないよう努めること。	(イ) 個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努めること。	(イ) 高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努め、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮すること。
ウ 形態・意匠	(ア) 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。			
	(イ) 周辺の建築物等の形態との調和に努めること。	(イ) 背景のスカイライン及び周辺の建築物等の形態との調和に努めること。	(イ) 背景のスカイライン及び田園の広がりにより調和する形態とすること。	(イ) 周辺の山並みと調和する形態とすること。

前ページ続き

区分	都市	沿道	田園	山地・高原
ウ 形態・意匠	(ウ) 建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの形成にも努めること。	(ウ) 建築物等の上部及び正面のデザインを工夫して質の高いものとなるよう努めること。	(ウ) 屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイライン、周辺の建築物との調和に努めること。	(ウ) 屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は周辺のスカイラインとの調和に努めること。
	(エ) 周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。			
	(オ) 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。			
	(カ) 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。			
	(キ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。			
	(ク) 屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。			
	(ケ) 非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。			
エ 材料	(ア) 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。			
	(イ) 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。	(イ) 反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。	(イ) 反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合には、着色等の工夫をすること。	
	(ウ) 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。			
オ 色彩等	(ア) けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。	(ア) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。	(ア) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。	(ア) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。
	(イ) 多色使い、アクセント色の使用等の際には、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	(イ) 使用する色数を少なくするよう努めること。		
	(ウ) 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。			
カ 敷地の緑化	(ア) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。			
	(イ) 周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。			
	(ウ) 駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。			

前ページ続き

区分	都市	沿道	田園	山地・高原
カ 敷地の緑化	(エ) 使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。		(エ) 使用する樹種は周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとする。	
	(オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。			
キ 公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠(特定外観意匠)に関する付加基準	(ア) 配置 ・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。			
	(イ) 規模、形態・意匠 ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。			
	(ウ) 材料 ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。		(ウ) 材料 ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。	
	(エ) 色彩等 ・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。		(エ) 色彩等 ・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。 ・使用する色数を少なくするよう努めること。 ・光源で動きのあるものは、原則として避けること。	
(2) 土地の形質の変更				
変更後の土地の形状、修景、緑化等	(ア) 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。			
	(イ) 擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。			
	(ウ) 敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。		(ウ) 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。	

前ページ続き

区分	都市	沿道	田園	山地・高原
(3) 土石の採取及び鉱物の掘採				
採取等の方法、採取等後の緑化等	(ア) 周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。			
	(イ) 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。			
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵				
集積、貯蔵の方法及び遮へい方法	(ア) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。			
	(イ) 道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。			

2 景観育成重点地域

景観育成重点地域及び軽井沢町における景観育成基準については、それぞれの重点地域の景観計画及び軽井沢町景観育成基準ガイドラインを確認してください。

重点地域の景観計画及び軽井沢町景観育成基準ガイドライン掲載場所

浅間山麓重点地域

https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/shinsei/kensetsu/documents/asamasanroku-ki_jyun.pdf

国道 147・148 号沿道重点地域

https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/shinsei/kensetsu/documents/r147148-ki_jyun.pdf

八ヶ岳山麓重点地域

https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/shinsei/kensetsu/documents/yatugatake-ki_jyun.pdf

高社山麓・千曲川下流域重点地域

https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/shinsei/kensetsu/documents/koosyasanroku-ki_jyun.pdf

軽井沢町景観育成基準ガイドライン

<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/shinsei/kensetsu/documents/ka Ruizawa-guideline.pdf>

別表 適用除外行為一覧

根拠	適用除外行為
<p>法第 16 条 第 7 項第 1 号(通常の 管理行為、 軽微な行 為その他 の行為で 政令で定 めるもの) に掲げる もの。</p>	<p>1 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等</p> <p>2 仮設の工作物の建設等</p> <p>3 次に掲げる木竹の伐採</p> <p>(1) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採</p> <p>(2) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採</p> <p>(3) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採</p> <p>(4) 仮植した木竹の伐採</p> <p>(5) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採</p> <p>4 前 3 号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>(1) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為</p> <p>(2) 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>ア 建築物の建築等</p> <p>イ 工作物(当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。)の建設等</p> <p>ウ 木竹の伐採</p> <p>エ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(国土交通省令で定める高さのものを除く。)</p> <p>オ 特定照明</p> <p>(3) 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>ア 建築物の建築等</p> <p>イ 高さが 1.5 メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等</p> <p>ウ 用排水施設(幅員が 2 メートル以下の用排水路を除く。)又は幅員が 2 メートルを超える農道若しくは林道の設置</p> <p>エ 土地の開墾</p> <p>オ 森林の皆伐</p> <p>カ 水面の埋立て又は干拓</p>
<p>法第 16 条 第 7 項第 2 号から 10 号に掲 げるもの</p>	<p>1 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>2 景観重要建造物について、第 22 条第 1 項の規定による許可を受けて行う行為</p> <p>3 景観計画に第 8 条第 2 項第 4 号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為</p> <p>4 景観重要公共施設について、第 8 条第 2 項第 4 号ハ(1)から(7)までに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為</p> <p>5 第 55 条第 2 項第 1 号の区域内の農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域をいう。)内において同法第 15 条の 2 第 1 項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為</p> <p>6 国立公園又は国定公園の区域内において、第 8 条第 2 項第 4 号ホに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為</p>

根拠	適用除外行為
	<p>7 第 61 条第 1 項の景観地区（次号において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等</p> <p>8 景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて第 72 条第 2 項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等</p> <p>9 地区計画等（都市計画法第 4 条第 9 項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第 12 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する地区整備計画をいう。第 76 条第 1 項において同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）第 32 条第 2 項第 1 号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第 76 条第 1 項において同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同法第 32 条第 2 項第 2 号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第 76 条第 1 項において同じ。）、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 31 条第 2 項第 1 号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第 76 条第 1 項において同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和 55 年法律第 34 号）第 9 条第 2 項第 1 号に規定する沿道地区整備計画をいう。第 76 条第 1 項において同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和 62 年法律第 63 号）第 5 条第 3 項に規定する集落地区整備計画をいう。第 76 条第 1 項において同じ。）が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為</p>
<p>その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為</p>	<p>1 政令で定める行為</p> <p>(1) 景観計画に定められた開発行為又は第 21 条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第 73 条第 1 項又は第 75 条第 2 項の規定に基づく条例で第 22 条第 3 号イ又はロ（第 24 条において準用する場合を含む。）の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為</p> <p>(2) 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第 75 条第 1 項の規定に基づく条例で第 23 条第 1 項第 1 号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等</p> <p>(3) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 43 条第 1 項若しくは第 125 条第 1 項の許可若しくは同法第 81 条第 1 項の届出に係る行為、同法第 167 条第 1 項の通知に係る同項第 6 号の行為若しくは同法第 168 条第 1 項の同意に係る同項第 1 号の行為又は文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）第 4 条第 2 項の許可若しくは同条第 5 項の協議に係る行為</p> <p>(4) 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 4 条又は第 5 条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置</p> <p>2 条例で定める行為</p> <p>(1) 仮設の建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</p> <p>(2) 農林漁業を営むために行う土地の形質の変更</p>

根拠	適用除外行為
	<p>(3) 屋外における物件の堆積で、次に掲げるもの</p> <p>ア 農林漁業を営むために行うもの</p> <p>イ 堆積の期間が 30 日を超えて継続しないもの</p> <p>(4) 規則で定める公共的団体が行う行為</p> <p>(5) 法令の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為のうち、景観の育成のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの</p> <p>ア 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 43 条の 2 第 1 項又は第 127 条第 1 項の規定により届け出て行う行為及び同法第 143 条第 1 項又は第 2 項の規定による市町村の条例に基づき許可を受けて行う行為</p> <p>イ 森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第 71 号）第 6 条第 1 項に規定する森林保健機能増進計画（森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 11 条第 5 項（同法第 12 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けたものに限る。）に従って行う行為</p> <p>ウ 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 4 条第 1 項の規定による認可を受けた土地区画整理事業の施行として行う行為及び同法第 3 条第 2 項に規定する土地区画整理組合が土地区画整理事業の施行として行う行為</p> <p>エ 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 10 条第 3 項又は第 16 条第 3 項の規定による認可を受けて行う行為及び同法第 33 条第 1 項の規定により届け出て行う行為</p> <p>オ 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 7 条の 9 第 1 項の規定による認可を受けた第一種市街地再開発事業の施行として行う行為及び同法第 8 条第 1 項に規定する市街地再開発組合が第一種市街地再開発事業の施行として行う行為</p> <p>カ 条例第 30 条第 1 項の規定により届け出て行う行為</p> <p>キ 長野県立自然公園条例（昭和 35 年長野県条例第 22 号）第 6 条の 3 第 3 項の規定による認可又は同条例第 6 条の 3 第 3 項の規定による認可又は同第 8 条第 1 項の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第 20 条第 1 項の規定により届け出て行う行為</p> <p>ク 風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和 44 年政令第 317 号）で定める基準に従い市町村が定める条例の規定に基づき許可を受けて行う行為</p> <p>ケ 長野県自然環境保全条例（昭和 46 年長野県条例第 35 号）第 10 条第 3 項の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第 12 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の規定により届け出て行う行為</p> <p>コ 文化財保護条例（昭和 50 年長野県条例第 44 号）第 13 条第 1 項（第 34 条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第 14 条第 1 項（第 29 条及び第 34 条において準用する場合を含む。）又は第 27 条第 1 項の規定により届け出て行う行為</p>

景観法及び長野県景観条例に基づく
届出の手引き

長野県 建設部 都市・まちづくり課
〒380-8570
長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
TEL:026-235-7348 FAX:026-252-7315